

社会福祉法人 青森市社会福祉協議会定款  
施行細則

# 社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 定款施行細則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第51条の規定により、本会の業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 理事会及び理事の選任

(理事会の招集)

第2条 理事会を招集するときは、緊急を要する場合の外、開会の日時、場所及び会議に付すべき事項を開会の5日前までに書面をもって、各理事に通知しなければならない。

2 前項の書面には、提出する議案を添付しなければならない。

(開 会)

第3条 理事会を開会するときは、会長は、出席した理事の数が定款に定めた定足数に達したことを確認した後において開会をする。

(議事録)

第4条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(欠席者に対する議案等の送付)

第5条 理事会の当日欠席した理事に対しては、会長は、当日配布した議案その他の書類を送付するものとする。

(理事の選任準備)

第6条 会長は、理事の任期が満了する直前に、次の理事となるべき者が選任されるよう、評議員会に、これを提案しなければならない。

## 第3章 監 査

(監査報告書)

第7条 監事は、監査を行ったときは、監査の日時、場所、立会人の職氏名、監査の結果及び意見を付した監査報告書を作成し、署名又は記名押印して、会長に提出しなければならない。

## 第4章 事務局

(職員)

第8条 事務局には、次の職員をおくことができる。

事務局	長	1名							
次	長	1名							
参	事	若干名							
課	長	若干名							
支	部	長	1名						
副	参	事	若干名						
園	長	1名							
館	長	1名							
所	長	若干名							
課	長	補	佐	若干名					
園	長	補	佐	1名					
館	長	補	佐	1名					
主	幹	若干名							
係	長	若干名							
主	査	若干名							
任	厚	生	員	若干名					
任	支	援	員	若干名					
任	介	護	員	若干名					
任	介	護	支	援	専	門	員	若干名	
任	訪	問	介	護	員	若干名			
主	事	若干名							
厚	生	員	若干名						
介	護	支	援	専	門	員	若干名		
支	援	員	若干名						
調	理	員	若干名						
ソ	ー	シ	ャ	ル	ワ	ー	カ	ー	若干名
訪	問	介	護	員	若干名				
看	護	師	若干名						
保	健	師	若干名						
介	護	員	若干名						
そ	の	他	職	員	若干名				

2 事務局長は、会長の命を受けて、会務を統轄する。

- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。
- 4 職員は、事務局長の命をうけて、所管の事務に従事する。

(職員の服務及び給与等)

第9条 職員の服務及び給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務処理)

第10条 本会の事務処理については、会長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、事務局長が代決することができる。

- 2 事務分掌については、会長が別に定める。

(会長の専決)

第11条 本会会長が専決できる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関する事
- (2) 本会運営に重大な影響を及ぼすもの並びに基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びに物品の売却又は廃棄
- (3) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (4) 本会経理規定に定める予算上の流用及び予備費の支出
- (5) 3月補正予算作成後に生じた事由により、予算に変更を加える場合
- (6) 本会運営に重大な影響を及ぼすものを除く寄付金の受け入れに関する決定

(常勤の役員の特決事務)

第12条 常勤の役員が専決できる事務は次のとおりとする。

- (1) 法令に基づく申請、届出、公示及び公表に関する事
- (2) 10万以上250万以下のリース契約等・工事及び備品を購入する契約に関する事
- (3) 運用財産のうち、金額（評価額を含む）30万未満のものの特決に関する事
- (4) 事務局長及び事務局次長の旅行命令、休暇就業義務の免除その他服務に関する事
- (5) 役員、委員等の旅行命令に関する事
- (6) 事業計画の受け入れに関する事
- (7) 寄付金品等の受け入れに関する事
- (8) 日々雇用職員及び臨時職員の雇上げに関する事
- (9) 補助金の交付申請及び実績報告に関する事
- (10) 定例外の概算予算にかかわる収入支出に関する事
- (11) 前各号に定めるもののほか、日常的な会務に関する事

(常勤の役員の特決事務の代決)

第13条 常勤の役員の専決事務について、常勤の役員が不在のときは事務局長及び支部長が、事務局長及び支部長が不在の時は事務局次長がその事務を代決する。

(事務局長及び支部長の専決事務)

第14条 事務局長及び支部長が専決できる事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関すること
- (2) 1ヶ月未満の日々雇用職員及び臨時職員の雇用に関すること
- (3) 職員の旅行命令及び復命に関すること
- (4) 職員の休暇及び就業義務の免除の承認に関すること
- (5) 職員の時間外勤務、休日勤務及び代休に関すること
- (6) 職員の給与及び退職手当の支給事務に関すること
- (7) 100万円以下の工事及び物品を購入する契約に関すること
- (8) 運用財産のうち、金額(評価額を含む)10万円未満のもの処分に関すること
- (9) 定例に関する既決予算の収入支出に関すること
- (10) 軽易な書類の公示、公表、通知、申請、照会、回答等に関すること
- (11) 文書の收受、発送、管理、廃棄等に関すること
- (12) 定例刊行物の編集及び発送に関すること
- (13) 法令及び諸規程に基づく諸事務手続きに関すること
- (14) 公印の管理に関すること
- (15) 前各号に定めるもののほか、日常的な事務に関すること

(事務局次長専決事務の代決)

第15条 事務局長及び支部長の専決事務について、事務局長及び支部長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

- 2 事務局長及び事務局次長がともに不在のときは、その事務を担当する課長、園長、所長がその事務を代決する。
- 3 事務局長及び支部長、事務局次長、課長、園長、所長がともに不在のときは、総務管理課長がその事務を代決する。

## 第5章 資産の管理及び会計

(資産の種類)

第16条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- 1 財産目録に記載の財産
- 2 会員の会費その他の拠出金
- 3 共同募金の配分金
- 4 事業に伴う収入
- 5 資産により生ずる収入
- 6 その他の収入

(資産の管理)

第17条 会長は、前条の資産をそれぞれ帳簿に記載し、常にこれを明らかにし、確実な金融機関に保管しなければならない。

(会 計)

第18条 本会の収入支出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

(特別会計)

第19条 特別会計を設けたときは、その収入、支出の予算を別に編成しなければならない。

(会計事務)

第20条 定款及びこの細則に定めるものの外、会計に関する事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第21条 評議員は、会員のうちから次の区分によって選任する。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 地区社会福祉協議会               | 若干名 |
| 2 地区民生委員児童委員協議会           | 若干名 |
| 3 社会福祉ならびに更生保護関係の団体機関及び施設 | 若干名 |
| 4 学識経験者および一般篤志賛助者         | 若干名 |

- 2 会長は、評議員の任期満了する前に、評議員の選任及び解任の候補者を、理事会の同意を得て、評議員選任・解任委員会に提案し、決議を得られるようにしなければならない。

(評議員の招集、開会及び議事録等)

第22条 第2条から第5条までの規定は、評議員会について準用する。

## 第7章 会員及び会費

(会 員)

第23条 本会の会員は、この法人の行う事業の趣旨に賛同し入会した者を会員とする。

- (1) 普通会員 (各世帯)
- (2) 賛助会員 (役員、評議員、その他の賛助者)
- (3) 特別会員 (社会福祉並びに更生保護関係の関係機関、民生児童委員協議会及び町会連合会、学識経験者及び一般篤志賛助者会社法人等)

(会費の種類)

第24条 会費は次の区分による。

- |     |                                                        |      |     |    |          |
|-----|--------------------------------------------------------|------|-----|----|----------|
| (1) | 青森地区                                                   | 普通会員 | 1世帯 | 年額 | 1000円    |
|     | 浪岡地区                                                   | 普通会員 | 1世帯 | 年額 | 3000円    |
| (2) | 特別賛助会員                                                 |      |     |    |          |
|     | 青森地区                                                   | 賛助会員 | 1口  | 年額 | 1,000円以上 |
|     | 浪岡地区                                                   | 賛助会員 | 1口  | 年額 | 1,000円   |
|     | 青森地区                                                   | 特別会員 |     | 年額 | 5,000円   |
|     | 浪岡地区                                                   | 特別会員 |     | 年額 | 3,000円   |
|     | 銀色特別会員                                                 |      |     | 年額 | 10,000円  |
|     | 金色特別会員                                                 |      |     | 年額 | 15,000円  |
| (3) | 普通会員は青森市町会連合会把握の世帯数をもって会員とする                           |      |     |    |          |
| (4) | 特別賛助会員は個人、法人、施設、団体等をもって会員とし、会費によってそれぞれ会員章を交付する         |      |     |    |          |
| (5) | 会費は一時納入とし、毎年6月末日までに納付するものとするが、会員の都合により毎年度本会に納付することができる |      |     |    |          |
| (6) | 特別会員については本会発行の広報等を送付するものとする                            |      |     |    |          |

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第25条 委員会を設けようとするときは、会長はこれを理事会に提案し、その議決を得なければならない。

- 2 委員会は、委員若干名を以って組織する。
- 3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員等の費用弁償)

第26条 委員等に対する費用弁償については、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(委員会の会議)

第27条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

- 2 委員会の定足数及び表決、その他会議の運営については理事会の例による。

## 第9章 地区社会福祉協議会

(目的及び事業)

第28条 本会の会員は、地域毎に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）

を設けることができる。

- 2 地区社協は、本会の業務に協力すると共に、本会の目的範囲内において自主的に、その地区内における社会福祉活動を行なうものとする。

(助 成)

第29条 本会は、地区社協の行う事業に対して、助成金を交付する。

- 2 別項の助成金は毎年理事会の議決を経て会長が定める。

前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号第4条)に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第10章 雑 則

(事務手続規程)

第30条 この細則に定めるものの外、必要な事務手続の規程は、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1、この細則は昭和48年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は昭和50年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は昭和60年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成 5年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成 7年 3月23日から施行する。
- 1、この細則は平成 7年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成 8年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成10年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成12年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成13年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成16年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成17年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成18年 4月 1日から施行する。
- 1、この細則は平成20年 3月27日から施行する。
- 1、この細則は平成21年 5月27日から施行する。
- 1、この細則は平成22年 1月27日から施行する。
- 1、この細則は平成27年12月22日に一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 1、この細則は平成29年3月24日に一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。